

# 協 定 書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、「2013年度（平成25年度）労働条件改善に関する要求書」について、下記の通り協定する。

## 記

### 1. 雇用と就労の安定化並びに労働環境整備について

- (1) 港運事業の経営・労働環境の改善のための適正料金の収受及び適正コストの支払いについて、日港協は前3カ年の協定同様、引き続き元請事業者に対し一層の指導等周知・徹底を図る。
- (2) 港運事業の業域及び港湾労働者の職域確保・拡大については、港運労使の重要課題として取り組むこととし、傘下会員は港湾労働の秩序維持に努力する。
- (3) 高年齢者雇用安定法に基づき、定年延長について理解し、傘下会員は、これを前向きに取り組むと共に港湾労働者の生活安定等環境の整備に努力する。
- (4) 三島川之江港の指定港化について、日港協は国土交通省に対し申し入れると共に、労使一体となってその実現に向け引き続き努力する。

### 2. 安全対策について

港湾労働の安全対策は万全を期すこととし、これに支障を来たすような事態が発生した場合、中央安全専門委員会で協議し、適切に対処する。

### 3. 港湾福利分担金について

日港協は、地区福利厚生協会の管理・運営に支障が生じることのないよう、一般社団法人 日本港湾福利厚生協会に対し支援を行う。  
支援額は、総額で減額した1円相当額の50%とする。

### 4. 港湾労働法について

港湾労働法の全港・全職種適用について前向きに協議することとし、具体的には港労法問題労使検討委員会において行う。

### 5. 産別最低賃金について

産別最賃の水準等について、改善の方向で賃金・労働時間問題専門委員会において1年間を目途に協議する。

## 6. 標準者賃金について

現行標準者賃金は平成26年度春闘時までには到達し、併せて標準者賃金の定義及び具体的改善計画を構築した上で、検数・検定小委員会において協議する。

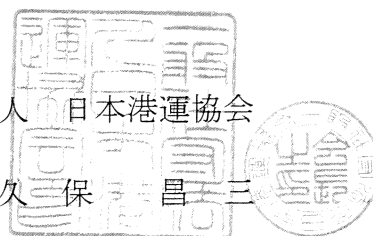
## 7. 継続協議事項及び申し入れ事項について

- (1) 週休二日制の適用範囲の拡大、基準賃金、時間外労働割増率及び港湾倉庫の問題については、中央団交の経緯を踏まえ労使政策委員会の協議課題とする。
- (2) モデル原価計算の研究等については、料金研究ワーキンググループにおいて継続する。
- (3) 地区協議体制の確立問題について  
北海道・東北・日本海地区については、実情に合った当事労使間の協議体制を継続する。  
その他の地区については、組織実態を踏まえ中央労使を含めた関係労使で協議し、適切に対応する。
- (4) 関連事業専門者に係る労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合との間の意見交換会を継続する。
- (5) 石綿被災に対する国の責任については、その関与を労使一体となって引き続き追求する。

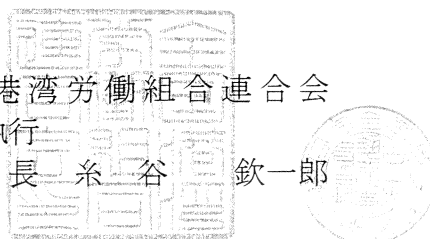
以上

2013年（平成25年）4月3日

一般社団法人 日本港運協会  
会 長 久 保 昌 三



全国港湾労働組合連合会  
中央執行  
委員 長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会 長 新 屋 義 信

